

8-2-7 職業倫理・コンプライアンス委員会

1. 主な活動の記録

職業倫理・コンプライアンス委員会は、令和元年度に「職業倫理啓発委員会」と「コンプライアンス委員会」が合併してできた委員会であり、その主な活動は以下に示すとおりである。

(1) 協会内の職業倫理・コンプライアンス普及等体制の再確立

委員会の活動目的に、令和元年度に改定された倫理綱領の普及・啓蒙が柱に据えられたこと等を踏まえ、それまで職業倫理とコンプライアンスの両領域を専門委員会で細分化して活動していた経緯を改め、全体として一つの委員会として活動する体制を再確立した。

(2) 倫理規範・行動計画の検討

従前から存在した「建設コンサルタント技術者の倫理」ならびに「建設コンサルタントにおける独占禁止法等遵守のための行動計画」について、年月を経て陳腐化しつつあったので、令和元年度に改定された「倫理綱領」と整合させた、「建設コンサルタントの倫理」ならびに「建設コンサルタントにおける法令遵守のための行動計画」として令和4年3月に改定した。

(3) 啓蒙活動の実施

独占禁止法等遵守のための行動計画の実施状況調査、独禁法制裁措置動向調査等の啓蒙活動を継続的に実施した。

加えて、令和3年7月に本部主催独占禁止法に関する講習会をビデオ視聴方式で開催した。

(4) 年次レポートの作成

令和2年度職業倫理・コンプライアンス年次レポートを作成し、令和3年11月に協会HPに掲載した。

(5) 委員会の開催

職業倫理・コンプライアンス委員会では、重要テーマを抱えていたため、集合会議形式及びWEB会議方式による委員会活動を計7回

開催した。

a) 集合会議形式による委員会は、令和3年4月/5月/7月/8月の計4回開催した。

b) WEB会議形式による委員会は、令和3年10月/令和4年2月/3月の計3回開催した。

c) 計7回の委員会の全てにおいて、「倫理規範・行動計画」について検討し、令和4年3月に「建設コンサルタントの倫理」ならびに「建設コンサルタントにおける法令遵守のための行動計画」として常任理事会で承認された。

d) 委員会では、「行動計画実施状況調査」、「独禁法制裁措置動向調査」、「令和2年度職業倫理・コンプライアンス年次レポートの作成」等について、活動状況を確認・議論して、その結果は協会HPを通じて会員企業に周知した。

(6) 今後の予定

令和3年度の委員会年次レポートは、令和4年7月の常任委員会に報告する予定である。

2. 次年度の活動について

(1) 「職業倫理行動規範」及び「職業倫理啓発の手引き」の改定

令和3年度に「建設コンサルタントの倫理」ならびに「建設コンサルタントにおける法令遵守のための行動計画」を改定した。本改定の内容を踏まえて、「職業倫理行動規範」及び「職業倫理啓発の手引き」を令和4年度中に改定する。

(2) 啓蒙活動の実施

行動計画実施状況調査、本部主催独占禁止法講習会の開催、独禁法制裁措置動向調査等を継続的に実施し、啓蒙活動を推進する。

(3) 年次レポートの作成

職業倫理・コンプライアンス遵守状況等をモニタリングし、年次レポートに取り纏める。
(職業倫理・コンプライアンス委員会委員長 増野 正男)